

# 岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月  
岩手県



## 1 趣旨

「岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務」の調達については、関係法令に定めるもののほか、この公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

この実施要領は、この公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

プロポーザル参加者は、実施要領等を熟知了承のうえ参加しなければならない。参加後、実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 2 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務 一式
- (2) 履 行 期 限 令和9年1月6日
- (3) 業 務 場 所 岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 提 案 上 限 額 96,360 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※ 当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。
- (5) 業務の仕様その他の明細 仕様書のとおり。

## 3 プロポーザルの参加資格

- (1) 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 令和7年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和6年岩手県告示第583号）に規定する情報システム開発業務の種類のうち、ソフトウェア開発について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
  - ウ 都道府県又は政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）において、元請として、工事管理システムを導入し運用を開始した実績を有する者であること。
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - オ この公募の日から受託予定者を選定するまでの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
  - カ この公募の日から受託予定者を選定するまでの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - ケ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- ※ 県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- コ 本件プロポーザルへの参加に関して(2)に定める共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。

ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 共同企業体の代表者の名称、権限

(オ) 各構成員の出資比率

(カ) 構成員の責任

(キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(ケ) 共同企業体が解散した後の契約不適合責任

(コ) その他必要な事項

イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 共同企業体の代表者が(1)イに掲げる要件を満たしていること。

エ 構成員のいずれかが(1)ウに掲げる要件を満たしていること。

オ 各構成員が(1)ア及びエからコまでに掲げる要件を満たしていること。

カ 本件プロポーザルへの参加に関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

#### 4 プロポーザルの手続等に関する事項

(1) 提出先及び問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県出納局総務課 入札担当(県庁舎1階)

TEL:019-629-5057 FAX:019-629-5984 E-mail:FA0050@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の閲覧方法

実施要領、仕様書、技術提案書作成要領、技術提案書評価基準は、令和7年7月24日(木)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2の場所において閲覧に供する。

なお、実施要領等は、岩手県公式ホームページよりダウンロードすることができる。

(掲載場所)

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他公募情報

> 「岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務」に係る公募型プロポーザルについて

(3) プロポーザルに係る説明会の開催

説明会は開催しない。

(4) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

実施要領に関する質問は【様式第1号】「岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務 質問票」により受け付ける。

ア 受付期間

令和7年5月2日(金)から令和7年6月18日(水)正午まで

ただし、3(参加資格要件)に関する質問は、令和7年5月21日(水)午後5時までとする。

イ 受付場所

4(1)に同じ

ウ 提出方法

原則として、4(1)に指定するインターネットメールアドレスへの電送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名 【岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務】質問票の提出について

エ 回答方法

岩手県公式ホームページ上に掲載する。

(掲載場所) 4(2)で示す場所に同じ

オ 回答期日

随時、回答する。なお、最終の回答期日は令和7年6月25日(水)とする。

ただし、3(参加資格要件)に関する質問は、令和7年5月27日(火)までに回答するものとする。

(5) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

ア 参加資格確認申請書類(提出部数: 各1部)

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・【様式第2号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書</li><li>・【様式第3号】共同企業体協定書(共同企業体で参加する場合のみ)<ul style="list-style-type: none"><li>※ 共同企業体協定書の作成が期日までに間に合わない場合は、予定している共同企業体の概要(【様式第4号】)を期限までに提出し、令和7年6月5日(木)午後5時までに共同企業体協定書を提出すること。</li></ul></li><li>・【様式第5号】導入実績等調書</li><li>・【様式第6号】誓約書(共同企業体で参加する場合は構成員ごとに作成の上、提出のこと。)</li><li>・【任意様式】 本委託業務を外部事業者の協力により履行する場合は、当該外部事業者の住所、名称及び代表者名並びに協力内容</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ その他プロポーザル参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合がある。

イ 提出期限: 令和7年5月30日(金)午後5時【必着】

- ① 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に4(1)に直接提出のこと。
- ② 郵送の場合は、書留とし、期日までに4(1)に必着のこと。
- ③ 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加できないものとする。
- ④ 参加資格の確認結果は、令和7年6月6日(金)までにインターネットメール及び郵送にて文書で通知する。
- ⑤ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合、参加資格を取り消すとともに、当該プロポーザル参加者が行った提案を無効とすることがある。また、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ⑥ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- ⑦ プロポーザル参加資格がある旨の通知後に、通知を受けた者が3で示すプロポーザル参加資格要件を満たさなくなったときには、本件のプロポーザル参加資格を喪失するものとする。

ウ プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加を辞退する場合は、【様式第7-1号】又は【様式第7-2号】公募型プロポーザル参加辞退届を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は岩手県知事に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和7年6月13日(金)
- ② 提出場所 4(1)に同じ

③ 提出期限 持参による。

イ 県は説明を求められたときは、令和7年6月24日（火）までに説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を回答する。

(7) 技術提案書等の提出

参加資格確認申請書類を提出し、岩手県より参加資格がある旨の通知を受けたプロポーザル参加者は、下記提出期限までに技術提案書類を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

ア 技術提案書類（提出部数：各8部（正本1部（紙媒体文書）並びに副本7部（紙媒体文書 6部、電子記録媒体文書 1部）））

- ・【様式第8号】提案書
- ・技術提案書（任意様式）及び機能要件適合表（技術提案書様式第1号）  
技術提案書の作成については、技術提案書作成要領によるものとする。
- ・参考見積書（技術提案書様式第2号）  
2(4)に定める費用総額の上限を超えないこと。

イ 提出期限：令和7年6月27日（金）午後5時【必着】

- ① 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に4(1)に直接提出のこと。
- ② 郵送の場合は、封筒に「技術提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて担当課宛の親展で4(1)の提出期限までに必着のこと。
- ③ 提出期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。
- ④ プロポーザル参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- ⑤ 一度提出した技術提案書類は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- ⑥ 提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(8) 審査委員会の設置

受託者を選定するため、「岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務に係る技術的審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(9) プレゼンテーションの開催

ア 委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、プレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーションの順番は、4(7)の提案書が提出された時に、プロポーザル参加者にランダムな数字を記載したくじを引かせて決定することとし、全てのプロポーザル参加者がくじを引いた後、もっとも数字の小さいものから順にプレゼンテーションを行うものとする。

なお、提案書を郵送した場合にあっては、当該プロポーザルに関係ない職員に立ち会わせて、プロポーザル担当職員にくじを引かせる。

ウ プレゼンテーションは、令和7年7月上旬頃に岩手県盛岡市内での開催を予定している。詳細な時間及び場所については、決定次第、速やかにプロポーザル参加者のインターネットメールアドレスへの電送により通知する。

エ プレゼンテーション時間は、1者当たり50分（技術提案書の説明におよそ30分、委員会からの質疑応答におよそ20分）とする。

なお、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。その場合は、ウに併せてプロポーザル参加者に通知する。

オ プレゼンテーションで使用する機材として、プロジェクター及びスクリーンは県が用意するが、パソコン等についてはプロポーザル参加者で用意すること。

カ プレゼンテーションで追加資料等の提出は認めない。

キ プレゼンテーションは非公開により行う。

(10) 技術提案の無効

4(5)イにより参加資格が認められなかった者の技術提案及び下記のいずれかに該当する技術提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて技術提案書が提出されたとき。
- イ 「民法（明治29年法律第89号）」第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当するとき。
- ウ 提出された技術提案書等において、誤字、脱字等により必要事項を確認できないとき。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- オ 参加資格を有していないことが判明したとき。
- カ 同一のプロポーザル参加者が2つ以上の技術提案書を提出したとき。
- キ プロポーザル参加者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- ク システムの構築に要する参考見積額が、2(4)に示す提案上限額を超えるとき。
- ケ その他本実施要領に違反すると認められるとき。

## 5 受託予定者の選考方法等に関する事項

### (1) 選考方法

委員会において、提案書を「技術提案書評価基準」に基づき評価し、受託予定者を決定する。受託予定者となるべきものが2者以上になったときは、くじにより受託予定者を決定する。なお、委員会による評価は、非公開により行う。

### (2) 選考結果の通知

選考結果は、受託予定者の決定後速やかに、全てのプロポーザル参加者に対し、文書で通知する。なお、選考結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じない。

### (3) 受託予定者の決定

- ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託予定者を決定する。  
受託予定者との委託契約締結にあたっては、提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託予定者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。
- イ 審査結果は、受託予定者決定後、速やかにプロポーザル参加者へ郵送により書面で通知する。  
岩手県公式ホームページにおいて受託予定者を公表する。
- ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行う。

## 6 契約に関する事項

### (1) 見積書の徴収

受託予定者には、改めて見積書の提出を求める。したがって、当初提出の参考見積書の額は、原則として契約額とならないこと。

### (2) 契約書作成の要否 要

### (3) 契約保証金

岩手県会計規則に基づき判断する。

### (4) 企画提案書等との関係

技術提案書等に記載された事項は、調達仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものである。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託予定者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

### (5) 情報の公開

県は本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成 7 年政令第 372 号）」及び「情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）」等に基づき、必要事項を公表する。

（6） その他

その他の契約に関する事項は、調達仕様書第 10 章「契約条件等」に記載のとおりとする。

## 7 公正なプロポーザル実施の確保

- （1） プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2） プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書類を作成しなければならない。
- （3） プロポーザル参加者は、受託予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して技術提案書類を意図的に開示してはならない。
- （4） プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 調達手続の停止

令和 7 年度及び令和 8 年度岩手県一般会計予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

## 9 その他

- （1） プロポーザルに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2） プロポーザル参加者が本件プロポーザルに要した費用は、プロポーザル参加者が負担するものとする。
- （3） 技術提案書類に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- （4） 本業務の目的達成のため、採用された技術提案について修正を依頼することがあること。  
また、不採用になった技術提案はプロポーザル参加者に帰属するものであるが、提出書類は返却しない。
- （5） 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。
- （6） 提出された書類を、このプロポーザルに係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- （7） 本業務の受託者は、今後発注される、本業務委託に関連する業務や機器等の購入等において、契約業者となることを保証するものではない。

## 【参考】 スケジュール

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| （1） 質問票提出期限（参加資格）            | 5 月 21 日（水） |
| （2） 質問事項に関する県の最終回答期限（参加資格）   | 5 月 27 日（火） |
| （3） 「参加資格確認申請書」提出期限          | 5 月 30 日（金） |
| （4） 質問票提出期限（参加資格以外）          | 6 月 18 日（水） |
| （5） 質問事項に関する県の最終回答期限（参加資格以外） | 6 月 25 日（水） |
| （6） 「技術提案書」提出期限              | 6 月 27 日（金） |
| （7） 技術的審査委員会（プレゼンテーション）      | 7 月上旬（予定）   |
| （8） 契約締結                     | 8 月上旬（予定）   |